

根室市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(事業内容及び実施方法)

第3条 総合事業における事業の構成は次のとおりとし、当該各号の事業内容及び実施方法等は、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

介護予防訪問事業（省令第140条の63の6第1号イの旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

介護予防通所事業（省令第140条の63の6第1号イの旧介護予防通所介護に相当するサービス）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

(第1号事業に要する費用の額)

第4条 第3条第1号の第1号事業に要する費用の額は、市長がサービスの種類に応じて定める単位数に10円を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の支給)

第5条 市長は、居宅要支援被保険者等が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、法第115条の45の3第1項の規定により、第1号事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 第3条第1号アの介護予防訪問事業に定める費用の額の100分の90（法第59条の2の規定により政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上の所得を有する第1号被保険者にあつては、100分の80）に相当する額

(2) 第3条第1号イの介護予防通所事業に定める費用の額の100分の90（法第59条の2の規定により政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上の所得を有する第1号被保険者にあつては、100分の80）に相当する額

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第6条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3

第6項の規定に基づき、北海道国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第7条 居宅要支援被保険者が事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が事業を利用する場合の支給限度額は、要介護状態区分の要支援1によるものと同額とする。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定事業について行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(利用料)

第9条 総合事業の利用者は、法第115条の45第5項の規定に基づき、別表第2に定める利用料を負担するものとする。

2 前項の利用料については、総合事業の各サービスを提供する者が徴収する。

(第1号事業の利用の手続)

第10条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(指定事業者の指定の申請)

第11条 指定事業者の指定は、次に掲げる事業に応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

(1) 介護予防訪問事業

平成27年4月1日から平成29年3月31日の間に旧介護予防訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は平成29年4月1日以降に訪問介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

(2) 介護予防通所事業

平成27年4月1日から平成29年3月31日の間に旧介護予防通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は平成29年4月1日以降に通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者又は平成28年4月1日以降に地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

(指定事業者の指定の更新の申請)

第12条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げる事業に応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

(1) 介護予防訪問事業

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する

法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 13 条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされたもの（以下「みなし指定事業者」という。）及び前条第 1 号の規定による指定事業者（訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(2) 介護予防通所事業

みなし指定事業者及び前条第 2 号の規定による指定事業者（通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(指定の有効期間)

第 13 条 法 115 条の 45 の 6 第 2 項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る事業者の指定を受けた者の指定については、指定事業者の指定を受けた日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間とする。
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日以降に訪問介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者の指定については、指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間とする。
- (3) 平成 29 年 4 月 1 日以降に通所介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者の指定については、指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間とする。
- (4) 平成 28 年 4 月 1 日以降に地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者の指定については、指定事業者の指定又は更新の指定を受けた日から当該通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間とする。

(指導及び監査)

第 14 条 市長は、根室市総合事業の適切かつ有効な実施のため、根室市総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

サービス種別		対象者	実施方法	事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	要支援者及び事業対象者	指定事業者によるサービス提供	訪問介護員による身体介護・生活援助（訪問介護と同様のサービス）を行う。
	通所型サービス	要支援者及び事業対象者	指定事業者によるサービス提供	通所介護施設で必要な日常生活上の支援（通所介護と同様のサービス）を行う。
	介護予防ケアマネジメント	事業対象者	直接実施及び委託	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて適切なサービスが包括的に提供されるよう必要な援助を行う。
一般介護予防事業	介護予防把握事業	一般高齢者	直接実施及び委託	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へ繋げる。
	介護予防普及啓発事業	一般高齢者	直接実施及び委託	介護予防活動の普及・啓発を行う。
	地域介護予防活動支援事業	一般高齢者	直接実施及び委託	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
	一般介護予防事業評価事業	一般高齢者	直接実施及び委託	一般介護予防事業の実施方法等の改善を図るために、その達成状況等の検証により評価・改善を行う。

別表第2（第9条関係）

サービス種別		利用料
訪問型サービス	介護予防訪問事業	市長がサービスの種類に応じて定める単位数に10円を乗じて得た額の100分の10（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条の2に規定する政令で定める額以上である者は100分の20、法第69条に規定する給付額減額等の記載を受けている者は100分の30）に相当する額
通所型サービス	介護予防通所事業	市長がサービスの種類に応じて定める単位数に10円を乗じて得た額の100分の10（法第59条の2に規定する政令で定める額以上である者は100分の20、法第69条に規定する給付額減額等の記載を受けている者は100分の30）に相当する額

様式第1号（第10条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		明・大・昭 年 月 日	男 ・ 女
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業書の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒
		電話番号 ()	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒
		電話番号 ()	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (平成 年 月 日付)			
<p>根室市長 様</p> <p>上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>被保険者 住所 電話番号 () 氏 名</p>			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに根室市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず根室市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。